

東海大学医学部付属病院

診断書交付申請についてのご案内

【診断書交付申請を行うことができる方】

原則として患者本人です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、患者本人以外の代理人でも申請ができます。

- ① 本人に法定代理人がいる場合は、法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人）。
ただし、満15歳以上の未成年者については、患者本人の委任状又は同意書が必要です。
- ② 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- ③ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方。
- ④ 成人患者で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる方。
- ⑤ 患者が死亡している場合は、3親等以内の親族及びこれに準ずる方。

【本人確認及び代理人確認のための必要書類等】

申請する方の本人確認を十分行い、情報漏洩が起こることのないよう、配慮する必要がありますので、下記に示す書類の原本提示をお願いします。

- ① 運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、写真貼付の身分証明書、日本の官公庁（健康保険組合を含む）が発行した、氏名・生年月日・現住所が確認できる書類の原本。
- ② 代理人の場合は、患者本人が署名した委任状又は同意書。（1ヶ月以内に取得したもの）
- ③ 患者が死亡している場合は、患者との関係が確認できる書類。
（患者の除籍が記載されている、1ヶ月以内に取得した戸籍謄本の写し）
- ④ 法定代理人の場合は、法定代理人の資格を証明する書類。
（同居親族が15歳未満又は患者本人の委任状又は同意書がある場合は不要）
- ⑤ 任意後見人の場合は、公正証書の写し。（委任状又は同意書がある場合は不要）
- ⑥ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、その旨が記載された1ヶ月以内の診断書、もしくは、心身状態を示す公的書類（身体障害者手帳等）。（当院で入院中の場合は不要）

問合せ先：

東海大学医学部付属病院 事務部事務課（医事・健診）（外来管理係）

Tel 0463-93-1121(代表) (内線 6101・6102)